

結婚に伴った、新居の家賃や引越費などを支援する補助金が活用できますが、  
補助の対象となるには、以下の全てに該当する必要があります。

- ・ 当年 1 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までに婚姻届を提出し、受理されていること
- ・ 夫婦ともに、婚姻日において 3 9 歳以下であること
- ・ 直近の夫婦の所得の合計が 5 0 0 万円未満である世帯
- ・ 補助の対象となる住宅が村内にあり、当該住宅に夫婦の住民票があること
- ・ 夫婦のいずれも、村民税等を滞納していないこと
- ・ 水上村に継続して居住する意思があること
- ・ 過去にこの制度の補助を受けていないこと

対象経費は以下のようなものがあります。

- ・ 住宅取得費用
- ・ 住宅賃借費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)
- ・ 引越費用(引越業者や運送業者へ支払った費用)
- ・ リフォーム費用

補助金額は以下の通りです。

- ・ 一世帯当たり 3 0 万円
- ・ 夫婦の年齢がともに 2 9 歳以下であるときは 6 0 万円